

平成29年3月 総務省政策統括官（統計基準担当）

経緯、目的等

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、報告者の負担軽減、正確かつ効率的な統計作成の観点から、行政記録情報等の活用は重要な取組とされているところ。
- 行政記録情報等の活用を促進する一環として、総務省政策統括官（統計基準担当）において、各府省等の協力を得て、行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計や、統計調査における行政記録情報等の活用状況の実態を取りまとめ。

平成28年度取りまとめ結果の概要

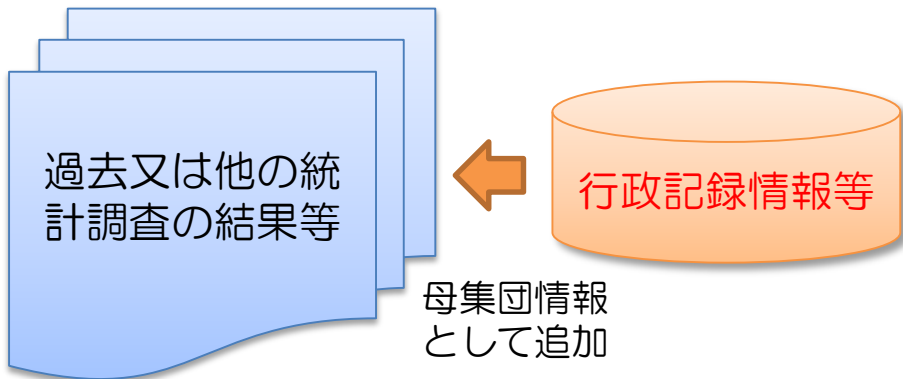
- 1 行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（業務統計） 360件
- 2 行政記録情報等を活用している統計調査 97件
（行政記録情報等を活用している統計調査の内訳）

活用形態別	件数	保有機関別	件数
・母集団情報の整備等(a)	61件	・調査実施府省保有情報の活用(x)	42件
・調査事項の代替等(b)	17件	・他府省保有情報の活用(y)	7件
・欠測値補完等	4件	・地方公共団体等保有情報の活用(z)	37件
・上記(a)と(b)の両方	15件	・上記(x)(y)(z)のうち2つ以上に該当	11件

統計調査における行政記録情報等の活用形態

【母集団情報の整備】

例1：



例2：

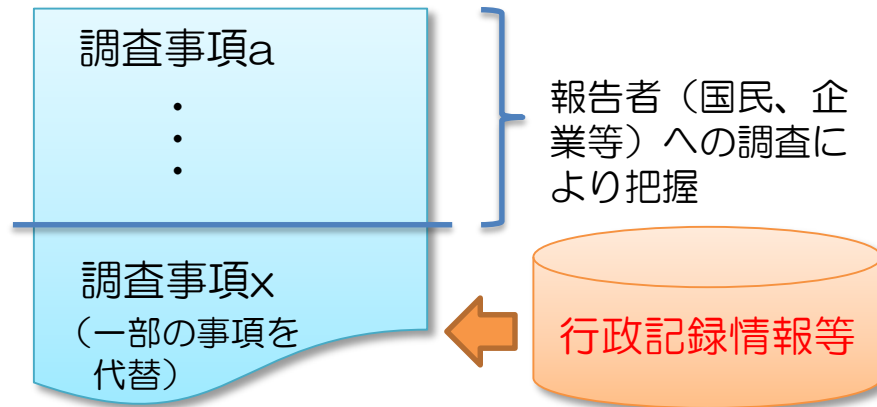


効果

的確な調査の実施、精度の確保・向上

【調査事項の代替】

例3：



効果

報告者の負担軽減、統計作成の効率化